

第4回 吹田市総合計画審議会・第1部会 議事要旨

■日時:令和5年(2023年)7月10日(月) 18:00~19:51

■場所:吹田市役所 特別会議室(高層棟4階)

■出席者:別紙「出席状況一覧」のとおり

■傍聴人:なし

■資料:

資料1 第4次総合計画見直し 策定スケジュール・本日の到達点

資料2 部会出席職員一覧

資料3 第4次総合計画基本計画改訂版素案

資料4 第4次総合計画基本計画改訂版素案 新旧対照表(第3回審議会・第4回部会時点)

資料5 第3回審議会・部会意見に対する所管室課意見

資料6 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点からの意見

■議事要旨

1. 定足確認

2. 案件

【報告】(1)、(2)(資料1、2)

事務局:(資料説明)

【議題】(1)第4次総合計画改訂版素案検討

ア)大綱2 防災・防犯(資料3、4、5)

事務局:(資料説明(資料5))

A 委員:

政策2の犯罪を許さないまちづくりの現状と課題について、新しく入った2段落目がそもそも要らないのではないかという意図で発言したと記憶している。「新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺やサイバー犯罪が増加するなど、犯罪が多様化・複雑化しています。」という文章に置き換わっているが、「新型コロナウイルス感染症」という言葉は要るのか。元々、「大規模災害等」だったものが、新型コロナウイルス感染症に置き換わっているが、災害があったときに詐欺やサイバー犯罪が発生するという内容が要るのか。前回指摘したのもその点で、災害があるからこういう犯罪が起きるという話ではなく、犯罪を許さないまちづくりという括りなので、あまり災害と絡める必要はないのではないか。

危機管理室:

まず第1段落で全国の犯罪数について減少傾向だったものが増加に転じているということ、次にその種類について触れている。第2段落で、さらに、ということで、犯罪が多様化・複雑化しているという手前に、サイバー犯罪な

ど時代とともに変化があったことについて入れているが、「さらに」以降の2行とも不要であるということか。

A 委員：

「新型コロナウイルス感染症に関連した」という部分に違和感がある。それ以外はそのとおりかと思う。なぜ「関連した」という枕詞がつくのか。別に、関連しなくても犯罪は複雑化している。何かが起こったから犯罪が複雑化しているとする必要があるのか、という意図で、全部抜いてはどうかと意見させていただいた。なぜこの枕詞がついているのか。

危機管理室：

第4次総合計画策定後の主な動向として、中核市移行、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響、デジタル化への意識の高まりなどがあり、このいずれかに該当する内容については見直しとして追記・修正してこうという方針があったため、こういった表現を入れたというのが正直なところである。社会の変化だけでいくのかどうか。新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺も増えてきた、そういった社会の変化で犯罪が多様化・複雑化しているということを表したかったが、逆におかしいようであれば修正したいと思う。

A 委員：

違和感がある。社会の変化でよいのではないか。修正する理由として「新型コロナウイルス」という文言が必要だから、ということが入っている感じがする。すごく違和感がある。新型コロナウイルス感染症に関連した犯罪の増加はあるかもしれないが、ほんの一部の話であり、新型コロナウイルス感染症がメインとなりこれらが増えているわけではないため、この枕詞がつくことにより後ろの言葉が限定された何かとなっていて非常に違和感がある。文章として入れなくても十分意味としては伝わっているため、無理に入れる必要はないと考える。

事務局：

再度、所管室課と調整し、違和感のない文章とさせていただきたい。

部会長：

犯罪が多様化・複雑化していることが言いたいということであれば、1段落目の5行目から6行目にある、「令和4年以降は増加しています。」の部分に、「増加しているだけでなく、犯罪が多様化・複雑化しています。」と入れることもできる。無理して入れなくてもよいが、単に数が増えているだけではなく、質が多様化・複雑化していると言うことはできないわけではない。ただ、新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺とは限らず、特殊詐欺などたくさんある。関連した詐欺・サイバー詐欺に限定する必要もなく、取るのであれば全文取ればよい。量的なものだけではなく質的な変化について言及したいのであれば先ほど述べたような対応でよいのではないか。

事務局：(資料説明(資料3))

A 委員：

吹田市は自主消火組織を持っているのか。

消防本部総務予防室：

全自治会ではないが、自治会によって自主消火組織を持っている。

A 委員：

自主防災組織とは別に、自治会の中に自主消火組織があるという認識でいいか。

消防本部総務予防室：

そのとおりである。

B 委員：

大綱2政策2の現状と課題では、高齢者並びに女性と子供が特にフォーカスされているが、施策指標 2-2-1 では女性と子供だけにフォーカスしている理由は何か。

危機管理室：

犯罪認知件数について、何を指標とするか。昨年度の審議会の中で、市が関与して達成できる指標にすべきという議論があった。そのため、女性と子供を狙ったものに限定している。高齢者の方への犯罪認知件数が目標とならないわけではないが、女性と子供に限定して、重大な犯罪に発展しないよう声かけの件数を抽出している。

B 委員：

理由付けが内部的にできているのであれば問題はないが、同時に高齢者への対応も大変重要であるため、言及させていただいた。

部会長：

高齢者への対応を決して軽視しているわけではなく、管理する上でこのように整理させていただいている。

イ) 大綱5 環境(資料3、4、5)

事務局：(資料説明(資料5))

環境政策室：

施策 5-1-1 の3つの施策指標について、見直し時の令和4年度実績は現在、集計中であり、8月末には最新のデータが出て、新しい数値に差し替えることができると思う。

事務局：(資料説明(資料3))

(意見なし)

ウ) 大綱6 都市形成(資料3、4、5)

事務局：(資料説明(資料5))

C 委員：

施策 6-2-1 の街路樹の再整備のところで、歩道の幅員の狭い所とあるが、道路種別にもよるがこれは2m以

下という認識でよいのか。

道路室：

歩道幅員が2mない所を主に調査している。

事務局：(資料説明(資料3))

C 委員：

今回の修正箇所ではないが、施策 6-1-2「良好な住環境の形成」で、マンションの適正な維持管理への支援とある。具体的には補助金を支給するのかと理解しているが、関連する主な条例で、令和5年3月に施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する条例」があり、この関連かと思うが、支援の中身について具体的に教えていただきたい。

住宅政策室：

マンションの適正な維持管理への支援について、法律の改正に伴い令和5年3月に条例を策定した。主な内容としては、吹田市内のマンション管理者に状況について届け出をしてもらい、その内容に応じて、管理不全とならないよう適正なマンションの維持保全に向けた支援、指導を行っていかうとしている。マンションのアドバイザーの派遣や相談会を設け、各マンションの適正な管理に向けた管理組合の支援を行っていくという内容である。

C 委員：

施策 6-1-3「みどりの保全と創出」にある、公園施設の管理水準の向上について、点検頻度を増やすイメージがあったが、具体的に教えていただきたい。

公園みどり室：

主要8公園で、民間活力を入れて魅力向上に取り組んでいるが、その中で指定管理者などが入れば、きめ細かな維持管理ができるため、その点が管理水準の向上につながっていると考えている。

D 委員：

施策指標 6-1-2、長期修繕計画に基づく修繕積立をしているマンション管理組合の割合について、吹田市はマンション数がかかなり多いが、目標 75%を達成しても、多くのマンションで修繕計画に基づかない管理組合が出てくるのではと思う。もう少し高い目標としてはどうか。

住宅政策室：

以前にもこの御質問があったが、75%の目標値は、国の住生活基本計画の全国計画における令和 12 年度の成果指標として、25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合が 75%と設定されており、市もこれに準じて法律に基づく施策に取り組んでいく。そのためこれ以上の数値を目指すことは難しいと考えている。

D 委員：

吹田市の場合はマンションが多く、管理組合として修繕計画に基づかないマンションが多くなるため、もう少し

増やしてはということである。多くのマンションが修繕計画の対象とならないため危惧しており、もう少し目標値を増やしてはどうかと考えている。

住宅政策室：

これから取り掛かろうとする施策であり、当面の目安も見えていない中、これ以上高い数値を示すのは難しい。

D 委員：

承知した。

部会長：

国は全国平均で見ているわけで、豊中市や吹田市などはマンション数が多いため、総合計画としてはこれでよいが、個別では今後どうしていくべきかをお考えいただきたい。

エ) 大綱7 都市魅力(資料3、4、5)

事務局:(資料説明(資料5))

E 委員：

確かに市民全般に対して施策を打つのが行政の責任であるが、商工会議所として事業者等にヒアリングをする中では、特に若い人の求人にも苦勞する企業が多い。御協力いただける部分は今後とも御支援いただきたい。

F 委員：

施策指標 7-3-2「大学との連携による市民対象の事業やイベントなどの年間実施回数」の数値について、令和4年度の見直し時の実績が153回で、令和10年度の目標が120回と目標が実績に対して減っているように見えるが、これはなぜか。

部会長：

元々の目標値が120回で昨年度の実績が153回と目標を達成しているため、目標値をさらに高くしてはどうかという意見である。

シティプロモーション推進室：

120回は最低レベルとしてクリアすべき指標としている。200回、300回と際限なく増えていくのが適切なのかどうかというのもあり、現状としては120回を最低でもクリアしようと目標値を設定している。

F 委員：

承知した。

B 委員：

項目 No.1 について意見させていただいたが、よりインクルーシブに全ての人に対して目を向けている内容との回答のため、こちらの方がよいかと思う。

事務局：(資料説明(資料3))

部会長：

施策指標 7-2-3 について、皆様の御意見を伺いたい。現状程度でよいのではないかと意見もあるが、所管室課としては 187 万人と策定時の目標を掲げたいということである。

E 委員：

教室の枠数や指導者の数がコロナの間に減り、本来なら新しい人に入っていたかなければならない状況だが、なかなか難しい状況だと聞いている。目標設定の考え方として、少し大きな目標を設定して、頑張って進める方がよいのか、頑張って達成できる目標を掲げ、それを上回る成果を挙げた方がモチベーションが上がるのか、その考え方にもよる。現実的には、現状程度でよいとの意見のとおりかと思う。

部会長：

もう一つ、考え方として、高い目標を設定していることにより達成できなかった理由の説明ができる。コロナで指導者が減ってきたというように、次の政策課題が見えてくる。教室の数や現場の問題点など、目標値を下げると見えなくなってくるという課題もある。この辺りも踏まえていかななくては行けないが、いろんな考え方があってよいので皆様から御意見をいただきたい。

文化スポーツ推進室：

当初はコロナの影響で策定時の 75%まで戻すのが最適だろうと考えていたが、実際は戻りが早く、策定時の 75%を超えた。この指標はスポーツ施設と学校体育施設の合計値となるが、学校体育施設は概ね 40 万人から 50 万人弱で推移しており、今 40 万人まで戻ってきている。スポーツ施設は、策定時 140 万人前後だったものが 105 万人まで戻ってきている。今、スポーツ推進計画を策定しており、多種目で使用できるスペースも検討している。個人使用の人数、団体使用の人数も増えていくことを見込んで、策定時の平成29年度と同様の 187 万人と設定している。

部会長：

高く目標を掲げた方がモチベーションが上がるかもしれないという考え方や達成したという満足感を重視した方がよいという考え方、また高い目標とすることによって新たな政策課題が見えてくるということもあり得るかと思う。

B 委員：

スポーツ推進計画の審議会委員の視点から言うと、施策 7-2-3 の3つの指標には、「する」・「見る」・「支える」というスポーツの主たる3本柱が並んでいる。「する」に当たるのが「各スポーツ施設及び学校体育施設開放事業の年間延べ利用者数」、「見る」に当たるのが「スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数」、「支える」に当たるのが「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数(累計)」であるかと思う。この「する」・「見る」・「支える」を通じて、みんなが繋がっていくことにスポーツの意義があるという計画の骨格が決まっており、目標値そのものというよりも、「する」だけではなく「見る」、「支える」も総合的に見えているのが大事なのではないかと感じた。そのため、この部分については、現場の事情を知るスポーツ部局の提案でもよいのではないかと思う。

部会長：

大綱7政策2に関しては、基本的に目標値が高いものが多い印象がある。2.2万人を9.5万人など、言うは易しであると思うが、なかなか厳しいものが多い。

B 委員：

大綱7政策2に関連する所管室課の方々に、過負荷となるような基準を把握しておられるならば、それは超えていない、適正水準であるということを示していただければよい。青天井となってしまう、どこまでも増えればよいものではないと思う。

文化スポーツ推進室：

検討させていただく。

オ) 基本計画改訂版全体(資料3、4、5)

事務局：(資料説明)

B 委員：

改めて申し上げますと、総合計画自体はあくまで吹田市の皆さんにとって、総合的に皆さんの幸福や福祉が発展するような計画を作ることが目的であって、独自の大綱、政策、評価指標で組み上げられて然るべきである。ただ一方で、吹田市は国際社会の一構成員として地球社会の期待にも応える役割もあるので、SDGs という国際的な期待に対して応えられているかを同時にチェックしたことが分かる形で書いていただいた。これでよいのではないか。SDGs でバックキャストिंगをしたというよりも、国際社会の一員としての期待に応えられるかどうかを一方でチェックした、ということではないかと思う。

事務局：

再度、文章を検討したいと思う。

D 委員：

生成 AI について、国の方針が決まっていなかった中では難しいかもしれないが、今後、行政の効率化を見据えて、こういうことをやっていきたいという指標を一部でも出していただいてもよいのではないかと思う。

事務局：

今年度、情報政策室でも個別計画を策定予定であり、その中で一定の整理はできるかと思う。また、庁内業務の中で全く使わせないという方向にはおそらくならず、効率化のためにリスクや特徴をしっかりと理解した上で、使いこなせる職員になっていくということを打ち出すことが大事だと思っている。その点については、内部的な議論も含めた整理ができていない状況であるため、生成 AI そのものに触れて方向性を具体的に総合計画に書くことは難しいと考えている。

D 委員：

言われていることは分からなくもないが、やはり早く取り入れて、効率化を早めていった方がよいのではないか。

事務局：

大綱8で AI という言葉には触れていないが、デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進や DX も含めた行政運営の効率化を図るということ、現状と課題の中で触れている。施策 8-1-4「ICT の利活用」において、セキュリティ強化も含め ICT の利活用を推進していくという中に一定含まれていると御理解いただければと思う。

部会長：

今後の可能性はあるものの、今はまだ行政で使える状態ではない。大学などでも方向性をつくり学生に向けて配布したが、まだまだ難しい。まずは担当内で議論されているということで、決して足踏みをしているわけではないと伺った。今いただいた指摘はそれなりに踏まえてやっていただけるのではないかと。総合計画であるため、今後どうなるかも分からない内容であり、どこまで細かく書けるか、その辺はバランスを取りながらということかと思う。

事務局：

ICT の利活用、DX の推進という言葉の中に当然、生成 AI も入ってくる。また、総合計画の後半5年間の中で、更に AI を超える新しいテクノロジーが出てくる可能性があることも視野に入れているため、現時点では具体的に AI については触れていない。

D 委員：

デジタル・トランスフォーメーションという言葉で濁していくということか。

事務局：

ICT の利活用という言葉が元々の策定時から施策にあるため、その中で表現しているということである。また、内部の議論の状況としては決して後ろ向きではなく、まだオープンな状況にはなっていないが、使いこなしていきたいと考えている。

E 委員：

企業でもこれからどのように対応していくかを本格的に検討して進めていく。仕事の効率化に活用でき、働き方改革、人手不足の対応など、いろいろなことに活用できる可能性がある。使い方を早めに試行錯誤し、AI との対話の仕方、指示の出し方など、先んじて専門的な勉強を始めている方がビジネス的に有利になると考えている。総合計画に入れるのはもっと先でもよいと思うが、行政でもサービスの効率化をする上で使い方を学ぶことは役に立つと思う。今の段階は、慎重に対応して遅れないようにするのがよいのではないかとと思う。

部会長：

庁内でも議論はされているかと思うため、そのまま続けていただきたい。DX には RPA などいろいろなものを含んでいる。決して後ろ向きではないと第3部会の時は理解していた。

A 委員：

先ほど大綱 7 で新型コロナの影響で指標の実績が下がって、令和 10 年度を目指して戻していくという施策指標についての議論があったが、戻すための施策、方法、もしくは力こそが回復力、レジリエンスであり、戻すために前とは違うことをやるということであれば、高い目標でもよい。計画後期に向けて前期と違うことをやるということで、特に大綱6、7で下がったものを元に戻すのは大変なことだが、大変なことに取り組むからこそ、回復力、戻

る力の根底にある何かが見えてくると思う。レジリエンスという言葉は危機管理だけではなく、市全体が持つ力の総体だと思う。新型コロナの影響を踏まえて回復力ということを入れていくという面からすると、人が減ったという点は、ターゲットとして注目すべきではないかと感じた。

部会長：

高い目標に戻すために新しいことを考えているのであればそれはそれでよい。それがないのであれば現場の感覚が正しいだろうということで、一つの判断基準をお示しいただいた。検討の材料としていただきたい。

カ) まち・ひと・しごと創生総合戦略(資料6)

事務局:(資料説明)

E 委員：

大綱7について、総合計画と総合戦略を整理していく中で整合性が合うように作っていただければよいと思う。

C 委員：

資料6の9番目に乗合タクシーについて実証を行っているという意見があった。公共交通でいえばコミュニティバスがイメージしやすいのではと思うが、ぜひ前向きに考えていただきたいという意見に対して、担当部局はどう考えているか。今の段階で言えることがあれば教えていただきたい。

総務交通室：

吹田市内の交通不便な地域でコミュニティバスを運行している。現在、千里丘地区では本格運行しており、千里山地区では試験運行の段階である。今年度からは基本的に吹田市内では大きな公共交通の空白地はないという状況だが、細かい所で不便な地域があるため、それらについては地域が主体となった交通の仕組み、ガイドラインについて現在検討しているところである。

部会長：

全体を通じて、他に御意見等はないか。

B 委員：

大綱8の生成 AI の話で、あの種の技術はリスクが高いが機能はすごいという双方のバランスの話が一番注目されているが、大綱8でリスクの判断に関する言葉が少ないのが気になっている。情報セキュリティは情報を漏洩させないという小さい範囲の話であると思うため、リスク管理の視点を素案2ページの序論の3(3) デジタル化の推進か、49 ページ大綱8の施策 8-1-4「ICT の利活用」の辺りで書いた方がよいのではと思う。

また、大綱5、6、7に横断する話で、生物多様性分野では昆明・モンリオール生物多様性枠組というものがあり、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全するという国際合意がある。その中で、脱炭素、カーボンニュートラルと同じくらいの重みをもって、ネイチャーポジティブ、自然再興という形で、ビジネス界も国際的にもいろんな方々が注目している領域がある。保護地域だけでは日本は 30%を保全できないため、大事に使っている里地、里山、里海、都市緑地も含めて 30%を目指していこうとしている。その観点から言うと、大綱5の環境省の保護地区に近いところや、大綱6の都市公園の緑化の国交省に近いところ、大綱7の里山農村周辺の農水省に近いところ

ろなど、これらが一生懸命頑張って 30%を目指すところだが、どの大綱にもその話が出てきていない。序論の(4) 安心安全や環境への意識の高まりにも出てこず、大綱5、6、7にも出てきていないということで、この分野のプロからするとこれは少し厳しいと見ている。第4次総合計画が終了する 2028 年と、昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標年が 2030 年とほぼ同じであるため、これはどうすべきかと見ていた。対応の選択肢としては、3ページの序論の3(4) 環境への意識周辺に、軽くそのような背景があるということを書くというのであれば、大綱5、6、7の現状と課題の中にしっかり書いていただくのもあれば、横目でにらんで終わりというのものもある。この辺は意図を持った方がよいのではないか。

どの基礎自治体も今から勝負に入る所で、立地適正化計画の話で、マスタープランにも入れなくてはならず、また環境分野はその分野でやらなくてはいけないというテーマでもあるが、横つなぎもできるチャンスであるため一度御検討いただければと思う。

部会長：

生成 AI に関するリスクの話については2ページの序論に少し追記するかどうか。大学や企業も含めて、吹田市も使うことは前提だと思う。ただ、リスクや著作権の侵害、処置のミスの可能性などをどうしていくのか。使えるところと使えないところ、役所であればあるほど間違っはいけない最低限のところがあり、そこをどう考えていくのか。リスクを取りながら前に進めていくということを2ページのところに一文入れてもよいのではないか。

F 委員：

資料6の 13 番目のコメントで気づいたが、総合計画の中に企業のスタートアップの話が全くない気がした。

事務局：

大綱7政策1、施策 7-1-1 で創業者の育成との記載はある。

C 委員：

指摘や提案という話ではないが、大学のスタートアップのメンバーとつながっているため、ビジネス的にコラボしたい、スタートアップの育成や融資したいという話があれば、ぜひ私へ連絡をいただきたい。

部会長：

私の大学でもイノベーターズクラブなどがあり、吹田市で起業するとよいことがあると示していただくと、彼らが動くかもしれない。起業に関心がある人はすぐに東京に行ってしまう。行く前にいったん吹田市で落ち着いてという形があってもよいかと思うため、そのための誘導を吹田市で積極的に取り組んでもよいのではないか。現役の医学部生も色々と開発したり面白いことをやっているが、すぐに東京へ行ってしまう。

E 委員：

商工会議所の中にも経営革新支援センターがあり、専門の相談員がいて非会員の方でもどなたでも無料で相談に乗っている。そこには、吹田市で創業したいという人が多く来る。学生は専門性が集まっている所へ行きたいのではないか。

部会長：

全くよく分からず東京に行く学生は多い。起業家精神に溢れてはいるが行き場がないという人もいるため、そう

いった人をターゲットとするというのもなくはない。

E 委員：

健都もあるため、健康産業とか、そういうところで集めるとよいのではないか。

部会長：

総合計画に盛り込むというよりは、総合戦略の話かもしれないが、よろしく願いたい。

3. その他

事務局：

次回の全体会の開催予定等について事務連絡を行った。

以上

出席状況一覧

別紙

第4回吹田市総合計画審議会第1部会 令和5年(2023年)7月10日(月)午後6時 開催

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

	号	区分	分野	所属・役職	氏名	出欠
1	1号	学識経験者	行政経営	大阪大学大学院法学研究科 教授	北村 亘	出席
2	1号	学識経験者	安心安全	関西大学社会安全学部 教授	越山 健治	出席
3	1号	学識経験者	環境	大阪大学大学院工学研究科 助教	松井 孝典	出席
4	2号	公募市民		—	周 月茹	出席
5	2号	公募市民		—	藤村 隆太郎	出席
6	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田商工会議所 会頭	柴田 仁	出席
7	3号	室長		アジェンダ21すいた 副会長	福井 一彦	出席
8	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市社会体育団体連絡会 幹事	矢野 哲也	欠席

選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

吹田市 出席者

事務局	今峰行政経営部長、企画財政室 伊藤室長、吉村参事、森岡主幹、清家主査
	担当部局職員(別表1のとおり)
	委託事業者

別表 I

大綱	所属	役職	氏名
2 防災・防犯	総務部危機管理室	室長	有吉 恭子
		参事	柴野 将行
	市民部市民総務室	参事	飛嶋 隆太
	消防本部総務予防室	次長（室長兼務）	山崎 孝三
5 環境	環境部環境政策室	次長（室長兼務）	楠本 直樹
	環境部環境保全指導課	課長	西川 克弥
6 都市形成	都市計画部都市計画室	室長	大椋 啓之
	都市計画部計画調整室	室長	木村 博一
	都市計画部開発審査室	室長	尾崎 隆
	都市計画部住宅政策室	室長	古谷 俊彦
	土木部総務交通室	次長（室長兼務）	野口 裕嗣
	土木部道路室	室長	金沢 博行
	土木部公園みどり室	総括参事	陣門 泰輔
	土木部地域整備推進室	室長	長 紳一郎
	下水道部経営室	次長（室長兼務）	愛甲 栄作
	水道部企画室	室長	原田 有紀
7 都市魅力	都市魅力部地域経済振興室	次長（室長兼務）	橋本 太治
		参事	田中 満明
		参事	谷口 博之
	都市魅力部シティプロモーション推進室	室長	脇寺 一郎
	都市魅力部文化スポーツ推進室	室長	西田 立夏
		参事	金 哲
地域教育部文化財保護課	課長	葉山 進	